

2020年12月3日制定
2021年11月2日改訂
2022年1月14日改訂
2022年1月28日改訂
2022年3月7日改訂
2022年7月12日改訂
2022年7月25日改訂
2022年9月8日改訂
2022年11月18日改訂
2023年2月16日改訂

学校法人京都薬科大学 危機管理対策本部

新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応指針

新型コロナウイルス感染拡大防止と本学における教育・研究活動の遅滞を最小限に止めるために、新型コロナウイルスの感染者（以下、「感染者」という。）が発生した場合の対応を下記のとおり定めることとする。

ただし、爆発的に感染が拡大している状況下において、保健所が適時の対応を指示した場合は、それにより行動するものとし、又、保健所との連携が困難な場合は、国あるいは京都府のガイドラインに準じた大学の判断に基づいて行動するものとする。

記

1. 基本方針

感染者が本学キャンパスでの教育・研究活動及び課外活動に参加していたことが判明した場合、速やかに濃厚接触者や利用施設等を特定するとともに、直ちに必要な措置を講じ感染の拡大防止に努める。

2. 本対応指針の対象となる活動

本対応指針の対象とする教育・研究活動及び課外活動は以下のとおり。

(1) 教育活動

本学キャンパスにおける講義、演習、実技、学内実習及び試験。

※学外実務実習において感染者が発生した場合の対応については、近畿地区調整機構の対応方針に基づき対応するものとする。

(2) 研究活動

学部の「総合薬学研究」、大学院の「課題研究」「薬科学研究演習」及び教育職員・研究員・研修生等の研究活動。

(3) 課外活動

本学で公認している部活動及びサークル活動。

3. 感染者が発生した場合の対応方針

以下に定める対応方針は、感染事例発生時に取るべき暫定的措置とする。

なお、本指針の「感染者」は有症状の場合は新型コロナウイルス発症日2日前以降の者、無症状の場合はPCR検査での陽性確定に係る検体採取日2日前以降の者を指す。「濃厚接触者」は京都市又は当該学生及び職員が居住・活動する地域の行政の定めによるものとする。

注) 厚生労働省では濃厚接触者について「必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。」としている。

<共通方針>

- 感染者及び濃厚接触者に該当する学生・職員等の登校・出勤については、「新型コロナウイルス感染予防・感染時の対応マニュアル」の定めに従い判断する。

(1) 教育活動

①感染者が講義・演習に出席していた場合

- i) 感染者が出席していたクラスの講義・演習の座席表や感染者の行動履歴に基づき、濃厚接触者の特定等を実施する。
- ii) 大学において当該クラスの休講等が必要と判断した場合、適当な期間、休講等の措置を講じる。休講となった講義・演習については、後日オンデマンド配信する。
- iii) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医又は大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<登校・出勤を可とする判断基準(復帰の目安)等>

【有症状者の場合】

- 1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

- 1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

- 1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないこと。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高

い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の〈登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等〉に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

②感染者が学内実習・実技に参加していた場合

- i) 感染者が出席していたクラスの実習・実技の座席表や感染者の行動履歴に基づき、濃厚接触者の特定等を実施する。
- ii) 大学において当該クラスの実習中断等が必要と判断した場合、**適当な期間**、実習・実技を中断する。中断となった実習・実技については、後日追実習・実技を実施する。
- iii) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医**又は**大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

〈登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等〉

【有症状者の場合】

1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないこと。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の〈登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等〉に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

③感染者が試験に参加していた場合

- i) 感染者が出席していた学年の試験の座席表や感染者の行動履歴に基づき、濃厚接触者の特定等を実施する。
- ii) 本学において当該学年の試験中断等が必要と判断した場合、適切な期間、試験を中断する。中断となった試験については、後日実施する。
- iii) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医又は大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>

【有症状者の場合】

1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないこと。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 研究活動

①感染者が分野・センター等における研究活動に参加していた場合

- i) 感染者が入室していた研究室は、感染者の行動履歴に基づき、濃厚接触者の特定等を実施する。
- ii) 大学において当該分野・センター等の研究活動の停止が必要と判断した場合、適切な期間、研究活動を停止する。
- iii) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医又は大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>

【有症状者の場合】

1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないでください。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の〈登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等〉に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

〈感染者発生に備えた分野・センター等での活動記録管理〉

感染者が発生した場合、分野・センター等の職員は、**事務局の要請に基づき**、当該分野・センター等の職員及び学生の入室記録等（以下のi）及びii）の記録）を庶務課に提出すること。そのために、以下の活動について日々遺漏なく記録すること。

- i) 研究室での活動記録（入退室時刻を確認できるもの。教務課に毎週提出しているものと同じ様式で可）
- ii) 共同利用施設（共同利用機器センター、BSRC、RIセンター）での活動記録（入退室ノート等に記録した利用履歴）

②感染者が本学キャンパス外の施設で行われた研究活動に参加していた場合

感染者が本学キャンパス外の施設で行われた研究活動に参加していたことが判明した場合、感染者が発生した事実について、直ちに庶務課から当該施設に連絡を入れるとともに、当該施設と密に連携を取りながら感染拡大防止に取り組む。

(3) 課外活動

①感染者が学内における課外活動に参加していた場合

- i) 感染者が参加していた部及びサークルの課外活動を最低限3日間活動停止とする。
- ii) 活動記録表や感染者の行動履歴**に基づき**、濃厚接触者の特定等**を実施する**。

- iii) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医又は大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>

【有症状者の場合】

1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないこと。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

②感染者が本学キャンパス外で行われた課外活動に参加していた場合

- i) 感染者が参加していた部及びサークルの課外活動を最低限3日間活動停止とする。
- ii) 学外で活動を共にした団体に対して、感染者が発生した事実を速やかに連絡する。
- iii) 活動記録表や感染者の行動履歴に基づき、濃厚接触者の特定等を行う。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医又は大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>

【有症状者の場合】

1. 発症日から翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過している場合

【無症状者の場合】

1. 陽性確定に係る検体採取日から翌日を1日目として7日間経過している場合
ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間の経過とする。

【その他】

1. 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察の外、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止策を徹底し、体調が悪い場合は、登校・出勤をしないこと。

また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日を1日目として原則5日間は登校・出勤を禁止し、自宅待機とするが、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること。

※上記の<登校・出勤を可とする判断基準（復帰の目安）等>に示す療養期間（待機期間等）の考え方については、厚労省が公表している「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<感染者発生に備えた学生課での活動記録管理>

学生課は、各団体に日々の活動記録（参加者の健康管理、活動内容）を作成するよう指導し、定期的（週に1度）に提出させること。また、感染者が発生した場合は、速やかに学生課に活動記録を提出するよう指導すること。

4. 濃厚接触者が発生した場合の対応方針（学内に感染者がいない場合）

本学学生及び職員が学外感染者の濃厚接触者となった場合は、「新型コロナウイルス感染予防・感染時の対応マニュアル」に則り、原則5日間は当該濃厚接触者の登校・出勤を禁止し、自宅待機とする。ただし、PCR検査等で陰性が確認できた場合は、大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、濃厚接触者が本学における活動に参加していた場合は、原則として活動の中断や停止、施設の消毒は行わない。

以上